

**【改正】（工事の目的物について個々に引渡し可能な場合の取扱い）**

2-4-15 工事の請負に係る一の契約においてその目的物について個々に引渡し可能な場合であっても、当該工事が法第 64 条第 1 項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該一の契約ごとに判定することに留意する。

ただし、その目的物の性質、取引の内容並びに目的物ごとの請負の対価の額及び原価の額の区分の状況などに照らして、個々に独立した契約が一の契約書に一括して記載されていると認められる工事の請負については、当該個々に独立した契約ごとに長期大規模工事の判定を行うことができる。

註 2-1-1(2)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合（当該区分した単位ごとに対価の額が区分されている場合に限る。）には、当該単位により判定を行うことに留意する。

**【解説】**

- 1 収益認識基準では、顧客との契約には、契約締結時に、企業が財又はサービスを移転するという顧客の合理的な期待が生ずる場合において、取引慣行、公表した方針等により含意されている約束が含まれる可能性があり（収益認識基準 127）、顧客との契約において別個の財又はサービスが含まれている場合には、それぞれについて履行義務として識別することとされている（収益認識基準 32～34）。そして、履行義務が充足した時又は充足するにつれて収益を認識することとされている（収益認識基準 35）。すなわち、履行義務を収益の計上単位としている。
- 2 本通達においては、工事の請負契約に係る目的物の一部について個々に引き渡すことが可能な工事であっても、原則として長期大規模工事に該当するかどうかはその一の契約全体で判定を行うこととし、契約書の実態が個々に独立した複数の契約を 1 枚の契約書に一括して記載しているに過ぎないと認められる場合は、その個々の契約ごとに長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことができることを明らかにしている。
- 3 平成 30 年度税制改正に伴う見直しでは、法人税基本通達 2-1-1(2)《収益の計上の単位の通則》において、一の契約の中に複数の履行義務が含まれている場合には、それぞれの履行義務に係る資産の販売等に区分した単位ごとにその収益の額を計上することができることとする取扱いを創設した。この取扱いは上記 1 の履行義務を収益の計上単位とする考え方に基づき設けたものであり、契約書の形式にかかわらず法人が実質的な収益計上の単位として履行義務によることを選択したのであれば、長期大規模工事の判定についても同様に行われるべきと考えられることから、本通達の（注）において、法人税基本通達 2-1-1(2)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことになることを留意的に明らかにした。ただし、大規模な工事の判定は、請負の対価の額が 10 億円以上の工事であるかどうかで判定を行うこととされており（法令 129①）、その請負契約において履行義務の単位ごとの対価の額が明らかでない場合には、履行義務の単位ごとに大規模な工事に該当するかどうかの判定ができないことから、区分した履行義務の単位ごとに対価の額が区分されている場合に限ることとしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通 2-4-15）を行っている。